

保存版

船橋希望学舎
世田谷区立船橋希望中学校 PTA

規 約

令和8年3月31日発行

船橋希望学舎
世田谷区立船橋希望中学校 PTA
〒156-0055 世田谷区船橋4丁目20番1号

第一章 総 則

第1条 名称及び所在地

この会は、船橋希望学園世田谷区立船橋希望中学校 PTA と称し、事務所を世田谷区立船橋希望中学校（世田谷区船橋 4 丁目 20 番 1 号）におく。

第2条 目 的

この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 方 針

この会は、次の方針に従って運営する。

1. この会は、会員に開かれた自主的、民主的団体であり、どのような個人や団体からも干渉をうけることはなく、常に会員の討議に基づいて方針を決定する。
2. この会は、学校の教育活動に協力する。ただし、学校の管理運営や人事に干渉しない。
3. この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第4条 活 動

この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 保護者と教職員が学校の諸活動についての相互理解を深める。
2. 学校、家庭、地域と緊密な連絡をとり、健全な中学生を育てるための環境を整備する。

第5条 会 員

この会の会員は、次のとおりとする。

1. 船橋希望中学校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる人（以下、保護者という。）
2. 本校に在籍する教職員
3. 入退会は任意であり、本人の意志によって退会の申し出があった場合は、これを妨げない。但し、会の目的や主旨からは、すべての保護者及び教職員の入会が望ましい。

第二章 役員および会計監査委員

第6条 この会には原則として次の役員および会計監査委員をおく。

- | | | |
|-----------|----|---------------|
| 1. 会長 | 1名 | (保護者) |
| 2. 副会長 | 5名 | (保護者4名・教職員1名) |
| 3. 書記 | 4名 | (保護者3名・教職員1名) |
| 4. 会計 | 3名 | (保護者2名・教職員1名) |
| 5. 会計監査委員 | 3名 | (保護者2名・教職員1名) |

第7条 役員および会計監査委員の任務

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要あるときはこれに代わる。
3. 書記は、会務の記録、その他の庶務をつかさどる。
4. 会計は、本会の会計をつかさどる。
5. 会計監査委員は、本会の会計事務を監査する。

第8条 役員および会計監査委員の選出は、次の方法による。

1. 役員および会計監査委員は、役員選考委員会が会員の中から候補者を選出し、会員の承認を得て決定する。
2. 役員選考委員は、役員および会計監査委員となることはできない。
3. 教職員の役員および会計監査委員は、教職員の互選により選出する。
4. 会長に欠員を生じたときは、副会長のうちから補充し、会長以外の役員、会計監査委員の欠員が生じたときは、運営委員が補充の仕事をする。

第9条 役員の任期

1. 役員の任期は、4月1日から1年とする。引き続き再任の意志はさまたげない。ただし、再任は1年までとする。
2. 退任による後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会計監査委員の任期

会計監査委員の任期は、1年とする。

第三章 機 関

第11条 この会には次の機関をおく。

- ・ 総会
- ・ 役員会
- ・ 運営委員会
- ・ 代表委員会
- ・ 常置委員会
- ・ 特別委員会

第12条 総会

1. 総会は、全会員で構成される本会の最高議決機関であり、次の事項の審議決定をする。
 - (1) 活動報告と決算報告の審議と承認
 - (2) 活動計画と予算案の審議と承認
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他の重要事項
2. 定期総会は、年1回、年度初めに開催する。
3. 総会の成立は、委任状を含めた会員の過半数の出席を必要とし、決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合、これを開くことができる。

第13条 役員会

役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営についてその基本方針を立て審議立案して、運営委員会に提出する。

第14条 運営委員会

1. 運営委員会は、原則として役員と各学年委員会、校外委員会、研修委員会、広報委員会、役員選考委員会、特別委員会の正副委員長によって構成される。
2. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で次の任務をもつ。
 - (1) 役員および会計監査委員の選出
 - (2) 総会に提出する議案の作成
 - (3) 総会から委任された事項の処理
 - (4) 緊急を要する重要事項の審議および処理
ただし、この場合は、事後の総会に報告し承認を得る。
 - (5) 細則の制定および改正
 - (6) 特別委員会の設置
3. 運営委員会は、年5回程度会長が召集する。また、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

第15条 代表委員会

1. 代表委員会は、役員と常置委員会の委員長によって構成される。
2. 代表委員会は、必要に応じて会長が召集し、この会の運営方針をたてて審議立案し、運営委員会に はかる。

第16条 この会には次の委員会をおく。

1. 常置委員会として学年委員会、校外委員会、研修委員会、広報委員会、役員選考委員会をおく。
2. 特定の目的を遂行するために、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第17条 学年委員会

1. 学年委員会は、学年委員と学年所属の教職員で構成し、次の任務をもつ。
 - (1) 各学級間の連絡、調整と情報交換
 - (2) 学年諸問題の協議と処理
 - (3) 運営委員会で決定した事項の運営
2. 学年委員は、その学級の保護者の意見をすいあげ、学年に必要な諸活動を行い、親睦をはかる。

第18条 校外委員会

1. 生徒の校内外における環境の整備および安全を確認する。
2. 地域および近隣校と交流を持ち、情報交換し生徒の健全育成につとめる。
3. 運営委員会、地域関連機関と協議し対処する。

第19条 研修委員会

研修委員会は、会員の教養等の向上に関する研修を企画、運営する。

第20条 広報委員会

会員に対し PTA 活動の情報を伝達し、意見を求め、会員の関心を高めるよう広く広報活動をする。

第21条 役員選考委員会

1. 役員および会計監査委員候補者を選出する。
2. 役員および会計監査委員の選出方法は、運営委員会の承認を得て決める。

第四章 会 計

第22条 この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第23条 会費は、総会の承認を得て決定する。

第24条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 付 則

第25条 この会の規約は、総会の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
なお、改正案は7日前までに全会員に知らせなければならない。

第26条 会の運営上必要なものは、細則を定め、運営委員会の承認を得る。

第27条 この規約は、平成24年4月1日より施行する。

第28条 この会の設立は、平成24年4月1日とする。

細 則

この細則は規約第26条に基づき会務の円滑な運用のために定めるものとする。

<総則>

① 規約第3条 方針について

この会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、個人情報保護に関する法令等を遵守する。

<役員および会計監査委員>

① 第7条 役員および会計監査委員の任務、第8条 役員および会計監査委員の選出について
副会長の中で、会長代理を決めることができる。

<機関>

① 規約第6条 役員会の運営について

特別な場合は、会員の承認を得て、人数を変えることができる。

② 規約第14条2（1）運営委員会の任務について

運営委員会は、役員選考委員会が提案する役員および会計監査委員を候補者として承認する。

③ 規約第17条 学年委員会の運営について

学年委員会は、原則学級数に1名を乗じた人数相当数で選出の学年委員で運営し、学年ごとに委員長1名、副委員長1名を互選する。

④ 規約第18条 校外委員会の運営について

校外委員会は、原則学級数に1名を乗じた人数相当数で選出の校外委員で運営し、委員長1名、副委員長1名を互選する。

⑤ 規約第19条 研修委員会の運営について

研修委員会は、原則各学年3名を上限とする研修委員で運営し、委員長1名、副委員長1名を互選する。

⑥ 規約第20条 広報委員会の運営について

広報委員会は、原則学級数に1名を乗じた人数相当数で選出の広報委員で運営し、委員長1名、副委員長1名を互選する。

⑦ 規約第21条 役員選考委員会の運営について

役員選考委員会は、原則各学年3名を上限とする役員選考委員で運営し、委員長1名、副委員長1名を互選する。
ただし、総数3名を下限とする。

⑧ 規約第21条 役員選考委員会の任務について

役員選考委員会は、選出した役員および会計監査委員候補者について、全会員の3分の2以上の書面による承認を得て、役員および会計監査委員として決定する。

<会計>

① 規約第23条 会費について

1. 会費は、1 家庭について定められた金額を一括納入する。
2. 途中転入の場合は、転入月分より月割りで計算し、一括納入する。一度納入された会費は、原則返金しないものとする。
また、役員会は申請にもとづき、会費の減免または分納を認めることができる。

② 活動経費について

1. 交通費の支給
PTA用務で出張する場合は、交通費を支給する。
2. 通信費の支給
PTA用務で支出される通信費の補助として、必要があれば運営委員会構成員の申し出により通信費を支給する。金額の上限は1000円とする。
3. その他、特別な場合については役員会もしくは運営委員会で協議決定する。
※ただし、保護者会員のみ適用する。

③ 慶弔費について

下表に従い、支出する。ただし災害およびその他特別な場合については役員会で協議決定する。

	教職員	生徒	保護者	教職員の配偶者と一親等
お祝い	金5000円			
	結婚及び子の出生の場合とする。			
見舞金	金5000円	金5000円		
	入院が1カ月以上にわたる場合とする。			
香典	金5000円	金5000円	金5000円	金5000円

平成24年3月	船橋中学校、希望丘中学校の総会で決定
平成24年5月14日	運営委員会で一部改正
平成26年2月7日	運営委員会で一部改正
平成26年12月11日	運営委員会で一部改正
平成27年3月14日	運営委員会で一部改正
平成28年2月9日	運営委員会で細則を一部改正
平成28年5月23日	定期総会で規約を一部改正
平成30年3月10日	運営委員会で細則を一部改正
令和元年5月28日	定期総会で規約を一部改正
令和2年9月23日	定期総会で規約を一部改正
令和3年6月7日	定期総会で規約を一部改正
令和4年5月26日	定期総会で規約を一部改正
令和6年1月13日	運営委員会で細則を一部改正
令和7年4月1日	臨時総会にて規約・細則を一部改正
令和8年1月9日	運営委員会で細則を一部改正
令和8年3月31日	臨時総会にて規約・細則を一部改正

船橋希望中学校 PTA 組織図

